



### 物件明細書とは

物件明細書は、裁判所が現況調査報告書（執行官が物件の占有関係等について調査した報告書）、評価書（不動産鑑定士から選ばれた評価人による物件の評価額、計算過程を記載した書面、申立債権者から提出された資料等）を検討して、物件の表示・買受人が引き受ける権利関係等の概況を記載したものです。裁判所が物件を売却する際の、売却基準価額以外の物件の条件は物件明細書に記載されています。

物件明細書、現況調査報告書、評価書の写しを綴ったファイルを裁判所では「3点セット」と呼んでいます。買受希望者は、入札の前にこの3点セットを必ず熟読してください。

物件明細書等の読み方についての説明書についても、競売係書記官室に備え置かれている他、BITのメニューバー「お知らせ」から「旭川地方裁判所本庁」を選択し「裁判所からののお知らせ」の3の「競売、ファイル・競売手続説明書の閲覧等について」からダウンロードできますのでご利用ください。

### 【お問い合わせ】

旭川地方裁判所民事部競売係 0166-51-6148